

健康都市いずみ 2 1 計画庁内連絡会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、和泉市健康づくり推進市民会議設置要綱（平成 1 3 年 9 月 1 6 日制定）において設置する健康都市いずみ 2 1 計画庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所管事項)

第 2 条 庁内連絡会議は、和泉市健康づくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）における課題等を共有し、関係部課等の連携を図り、健康都市いずみ 2 1 計画の推進に資するために必要な情報収集や調整及び意見交換等を行う。

(組織)

第 3 条 庁内連絡会議の構成は、以下に掲げる者で構成する。

- (1) 別表に定める関係各課(室)の長及びその長が指名した者
- (2) 別表に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会議)

第 4 条 庁内連絡会議は、必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第 5 条 庁内連絡会議の事務局は、和泉市子育て健康部健康づくり推進室健康増進担当に置く。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議に関し必要な事項は、庁内連絡会議において定める。

附 則

この訓令は、平成31年 4月16日から施行する。

この訓令は、令和 2年 4月1日から施行する。

この訓令は、令和 2年 6月17日から施行する。

この訓令は、令和 4年 4月18日から施行する。

別表

市長公室	広報・協働推進室
総務部	総務管財室
	人権・男女参画室
市民生活部	保険年金室
	くらしサポート課
環境産業部	産業振興室
福祉部	福祉総務課
	高齢介護室
	障がい福祉課
	生活福祉課
子育て健康部	子育て支援室
	健康づくり推進室
教育・こども部	学校園管理室
	学校教育室
	こども未来室
生涯学習部	生涯学習推進室